

「公的年金給付総合情報連携システムサーバ設備等のリース及び保守業務(令和7年度～令和14年度)」
調達仕様書(案)に係る意見等

令和6年12月
日本年金機構
システム企画部

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
1	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	「契約期間満了後、継続して契約を行う場合には、その期間についてもシステムの保守を行うこと。なお、本契約の契約変更及び延長契約に際しては、価格交渉に応じること。 (1)ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」の記載がございますが、製品によっては年単位の契約更新となるサポートや保守がございます。日本年金機構様との契約延長期間が年単位ではない場合におきましても、年単位費用で協議させていただけますようお願いいたします。 また、製造元の都合により予期せずサポートの提供が終了してしまう可能性がございます。その場合同等のサービスの提供が困難となるため、想定外のサポート終了が判明した時点で別途協議をさせていただけますようお願いいたします。 上記について、協議可能な旨を調達仕様書へ記載いただけますようご検討をお願いいたします。	延長契約の期間が1年に満たない場合においても、原契約における月次のハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費と同額又はそれ以下で提供願います。 また、「有償サポート契約の締結」、「納入時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行ってもなお、製造元の都合によりセキュリティパッチ等の提供が本調達の契約期間内に終了することとなった製品については、本受託者、関連業者および機構は、バージョンアップ等対応の可否を判断するため、協議を行うこととします。 ご要望を踏まえ、調達仕様書への記載につきましては、検討致します。
2	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	「延長後の全ての期間において、ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費を除く月額のリース料を、本調達のリース料の 1/12 以下とすること。また、延長期間に 1 か月に満たない日数がある場合は、当該期間を日割りとすること。」と記載がございますが、ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費は、日割り対応が不可となります。 ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費は対象外として頂けますようお願いいたします。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(1)」に記載のとおり、延長期間に 1 か月に満たない日数がある場合は、リース料及びシステム運用経費については日割り対応願います。 また、ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費については、日割り対応が可能となる製品を選定する等により対応願います。 なお、製品ごとに日割りに関する協議は可能なため、本案件受託者にてその妥当性を証明願います。
3	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	契約延長時、「ハードウェア保守経費、市販ソフトウェア保守経費及びシステム運用経費に関しては、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」「なお、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議の上、決定する。」とございますが、協議内容について市場価格の動向と技術革新、延長時の状況を鑑みて、契約金額について貴機構と協議することができるという認識でよろしいでしょうか。 また、「1 年を超える契約延長の場合、市販ソフトウェア保守経費は、延長後の全ての期間において同等のサービスを同額又はそれ以下で提供すること。」につきましても、全ての期間において保証することは困難な為、文言の削除をお願いできますでしょうか。	調達仕様書「1.6.2 契約延長(2)」に記載のとおり、同等のサービスを同額又はそれ以下で提供することが困難な場合は、本案件受託者にてその妥当性を製品ごとに定量的な数値を用いて証明することとし、対応条件及び対応方法等について、協議を行うこととします。 また、定量的な数値の証明の例として、保守物品の価格高騰等による提供価格への影響が記載された製品メーカーの書面等が該当します。 1年を超える契約延長時においても、同様に協議を行うこととします。 なお、仕様書記載のとおり、対応を実施して頂くことから、文言の削除は致しません。
4	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	契約期間の延長により、部分集約を行う場合、部分集約に伴う納入成果物の変更、環境変更、動作検証等の追加作業が発生する認識です。 当該追加作業は、部分集約に伴う産廃経費の変更契約を実施する際に、貴機構と協議の上あわせて変更契約を行う理解でよろしいでしょうか。 認識相違ない場合、調達仕様書への記載をご検討をお願いいたします。	契約期間の延長による追加作業に関する対応については、協議を行うこととします。 ご要望を踏まえ、調達仕様書への記載につきましては、検討致します。
5	調達仕様書 P4	1.6.2 契約延長(1)	(2)「延長後の全ての期間において、ハードウェア保守費経費及びソフトウェア保守経費及びシステム運用経費を除く月額リース料を、本調達の月額リース料の1/12以下とすること。」とありますが、一般的に動産総合保険は当初契約期間中のみの付保となるため、延長時は動産総合保険を付保しない認識で宜しいでしょうか。	契約延長時においては、動産総合保険の付保を必須と致しません。 なお、動産総合保険を付保する提案を妨げるものではございません。
6	調達仕様書 P7	1.7 作業スケジュール	見積範囲確定の確認です。 遠隔地設置の機器については、令和8年2月に拠点Aに一度搬入・設置し、必要な構築作業、テスト等を実施したのち、遠隔地拠点へ移設、設置・動作確認を実施する認識でよろしいでしょうか。	遠隔地拠点の機器は拠点Aに納品、構築作業完了後に遠隔地に移設及び動作確認等の作業を実施して頂く予定です。 なお、詳細な要件については、本公示にて提示致します。
7	調達仕様書 P15	表4.2.1.1 成果物一覧	「初期動作確認結果報告書」の納入期限が「機器納品期限まで」とありますが、初期動作確認は機器を納入後実施及び報告となるため、納入期限を「初期動作確認完了後」等へ記載見直しを検討頂けますようお願いいたします。	調達仕様書「表 4.2.1.1成果物一覧 項番11」に記載のとおり、「初期動作確認結果報告書」の納品をもって、機器の納品検査が完了することから、「初期動作確認結果報告書」は機器納品期限までに納品願います。
8	調達仕様書 P16	表4.2.1.1 成果物一覧	納品成果物として「特権ID一覧」が定められていますが、本成果物ではID一覧のみで、権限等の具体的情報は不要な認識で相違ないでしょうか。貴機構のご指定フォーマットもしくは記載すべき事項一覧等がある場合、ご教授ください。	機構の指定フォーマットに記載願います。 また、指定フォーマットは閲覧資料にて開示致します。
9	調達仕様書 P16	表4.2.1.1 成果物一覧	納品成果物として定められている「情報システム台帳」について、要件定義書P64 ⑧「情報システム台帳登録用シートの提出」によると、ソフトウェア、ドメイン、業務データ等、関連事業者の役務範囲に関する記載があるように読み取れます。本受託者は、本受託者の役務範囲外の事項については、台帳作成不要との認識で相違ないでしょうか。	受託者の役務範囲外の項目については、関連事業者にて「情報システム台帳」へ記載するため、受託者は役務範囲の項目を「情報システム台帳」に記載願います。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
10	調達仕様書 P22	4.2.4 履行期限	本受託業者が製品導入・保守を行う対象システムである「公的年金給付総合情報連携システム」については、年金給付の基幹業務における共済組合・事業団との情報連携機能及び届書受付進捗管理機能を担い、共済組合・事業団と密接に係る大規模なシステムであるため、本受託業者の役務に遅延が生じ、結果的に本番稼働が遅れた場合、年金給付業務が滞ることで、国民生活へ多大なる影響が出るものと認識しております。 また本システム更改にあたっては、本受託業者が引き渡した環境に対しシステム開発等事業者が後続の環境構築、テスト等を行うものであるため、本受託業者は履行期限に記載の期日までにシステム開発等事業者へ確実に環境引渡しを行い、引渡し後も各テスト工程においては関連事業者と密に連携し、遅延なく対応することが求められているとの認識で宜しいでしょうか。	受託者は、本システム更改にあたり履行期限の期日までに必要な役務を実施して頂きます。
11	調達仕様書 P23	表 4.2.5.1 納品場所一覧	項番1にサーバ等機器一式の納品場所は「東京都内の機構の指定する場所」と記載がございますが、当該場所(マシン室)以外に、一部構築や動作確認を行えるような作業場所はございますでしょうか。 また、その作業場所はお借りすることが可能でしょうか。	設計及び構築等業務の期間については、調達仕様書「5.4.1 設計及び構築等業務(1)」に記載のとおり、機構が指定する場所にて作業を実施して頂きます。
12	調達仕様書 P38	8.1.3 履行可能性審査に関する要件 (2)	担当部署が機器の保守対応時間内において緊急招集した場合は、「4.2.5納品場所」に示す成果物の納品場所に、本プロジェクトを管理可能な管理者やリーダ相当の者が、2時間以内に参集できることを証明する書面を、添付すること(様式任意)。 と記載がありますが、 ・緊急招集されるケースについて、過去発生した際の具体的な事例、および契約期間内にて想定されるおおよその頻度をご教示願います。 ・証明する書面について、サンプルを提供願います。 ・万が一2時間以内の参集が出来なかった場合のペナルティがあればご教示願います。	受託者に対して機構が緊急招集の対処が必要と判断した事例はございません。 2時間以内に参集できることを証明する書面のサンプルについては、閲覧資料にて開示致します。 2時間以内に調達仕様書「4.2.5納品場所」に参集可能となるよう、必要な対応を実施願います。
13	調達仕様書 P41	10.2 環境への配慮 (1)	(1) 調達に係る納品物については、参考資料5「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たすこと。 なお、本調達に関連する品目及び目標を、「表 10.2.1グリーン購入法対象(参考)」に示すため、受託者は留意すること。 と記載されていますが、グリーン購入法に適合する製品を選定する認識でよいでしょうか。	ご認識のとおり、グリーン購入法第6条に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針に定める判断の基準を満たす製品を選定願います。
14	要件定義書 P3	表2.3.1.1 稼働時間	項番4と5に「事前に通知された日」と記載がありますが、過去例えば昨年度実績でも構いませんので、年間どれくらいの頻度で発生するかご教示いただくことは可能でしょうか。	コロナ禍対応の一環として、令和3年1月～令和5年5月にかけて、一部業務のみを対象とし稼働時間変更(8:30開始から8:00開始)の特別対応を約600日間行った実績があります。
15	要件定義書 P7	表 3.2.1.3 物理インターフェース一覧 (遠隔地)	機器台数及び1/F数について、1[台]×1[本/台]と記載がございます。一方で、「4.5.1(2)④ネットワークの可用性要件」には、「経路の冗長化により、機器障害やケーブル障害に対し可用性を確保すること。」とございます。ネットワークの可用性要件を満たすためには、1[台]×2[本/台]以上必要な認識のため、必要ポート数のご確認及び要件定義書の記載の見直しをご検討お願いいたします。	ご指摘を踏まえ、物理インターフェース要件を見直し、本公示にて提示致します。
16	要件定義書 P29	4.10.3 情報セキュリティ対策要件 (4)製品サポート期間の確認	「サポートライフサイクルポリシーが事前に公表されていない製品を導入する場合は、サポートが継続して行われるように後に継製品への更新計画を提出すること。なお、後継製品に更新する場合の費用は本調達に含むものとする。」と記載がございます。 本調達時点でサポートライフサイクルポリシーが公表されていない製品については、後継製品に更新する場合の費用について、お見積りを実施することが困難です。 更新が必要と判明した時点で、更新に係る影響調査を実施の上、費用や更新有無について貴機構と別途調達いただく等要件の緩和をご検討お願いいたします。 また、本調達の市販ソフトウェア製品については、納入製品が指定おりますため、受託者による製品選定が困難となります。製品開発元のライセンス体系変更等による予期せぬサポート提供の打ち切りが発生した場合は、後継製品への切替にかかる対応等について別途調達いただく等要件の緩和をご検討お願いいたします。 上記について、調達仕様書への記載いただけますようご検討お願いいたします。	「有償サポート契約の締結」、「納入時点における契約期間を満たす製品の選定」等の対応を行ってもなお、製造元の都合によりセキュリティパッチ等の提供が本調達の契約期間内に終了することとなった製品については、本案件受託者及び関連事業者は、費用を含む対応について、機構と協議を行うこととします。 ご要望を踏まえ、調達仕様書への記載につきましては、検討致します。
17	要件定義書 P36～37	表 4.11.3.3 L3スイッチ(共済) 表 4.11.3.4 L3スイッチ(基幹) 表 4.11.3.5 L2スイッチ(業務) 表 4.11.3.6 L2スイッチ(管理)	「4.5.1(2)②物理サーバの可用性要件」には、「サーバ単体を構成する要素(電源、ファン等)の冗長化を考慮するとともに、複数サーバによる冗長化構成を前提とすること。」とございます。 ネットワーク機器についても、可用性の観点から電源の冗長化が望ましいと考えております。電源冗長化の要件追加をご検討お願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示致します。 なお、電源の冗長構成に関するご提案を妨げるものではございません。
18	要件定義書 P39	4.11.3 運用管理端末	「表 4.11,3.10 運用管理端末要求仕様」について、端末のCPUは通常時のクロック数と、最大時のクロック数がございます。項番3に記載のクロック数(3.3GHz以上)については、最大時のクロック数と想定されますが認識相違ないでしょうか。相違ございません場合は、要求仕様明確化のため、「最大3.3GHz以上」等、要求仕様へ明記いただけますようお願いいたします。	ご要望を踏まえて、要求仕様を検討し、本公示にて提示致します。

項番	仕様書の該当箇所		照会事項	回答
	頁	章番号等		
19	要件定義書 P46	4.11.5 ソフトウェア要件 ⑪	「⑪ サーバに搭載するBROADCOM社製品は、同社正規品を納品すること。 また、ハードウェアバンドル版及びOEM版でないこと。」 と記載されていますが、ハードウェアバンドル版やOEM版は選定できないため、記載の見直しをご検討ください。	ご指摘を踏まえ、ソフトウェア要件を見直し、本公示にて提示致します。
20	要件定義書 P55	4.11.9(4) 仮想化環境維持管 理に係る要件	仮想化環境維持管理に係る要件について、本受託業者は、仮想サーバに加えて、仮想ネットワークや仮想ディスク(仮想管理基盤へのLUの設定等)、FCスイッチ等に関するヒアリングシートの作成やヒアリングシートを踏まえた設計・構築作業を実施する必要があると理解しています。 受託者の作業スコープや関連事業者との役務分担明確化のため、仮想ネットワーク、仮想ディスク、FCスイッチについても、ヒアリングシートの作成やヒアリングシートを踏まえた設計・構築作業を実施する旨を仕様書へ明記いただけますようお願いいたします。	ご要望を踏まえ、要求仕様及び役務分担表を見直し、本公示にて提示致します。
21	別紙2 関連事業者との役 割分担表	移行工程	現行システムからのデータ移行実施にあたっては、現行システムとの接続に必要なLANケーブル敷設や繋ぎ変え等の作業が本受託者の役務として実施されると想定しております。本受託者の作業工数に影響があるため、役割分担表の作業内容に明記いただけますようお願いいたします。	ご要望を踏まえ、データ移行に関する役務を整理し、本公示にて提示致します。
22	別紙2 関連事業者との役 割分担表	－	VMwareやHWのセキュリティパッチは本来サービス開始後は運用管理等事業者によって適用されると認識していますが、サービス開始前は本受託者がバージョンアップを実施するものである認識で問題ないでしょうか。 また、適用時期はセキュリティ診断の実施時期等を考慮してサービス開始の直前に行う必要が有るという理解でよいでしょうか。	サービス開始前は、受託者の責においてセキュリティパッチ等の適用を願います。 なお、ファームウェア更新については「別添2_関連事業者との役割分担表」に記載のとおり、関連事業者と調整のうえ受託事業者にて実施願います。
23	別紙3 サービスレベル設 定項目	－	システム稼働率のSLA項目の設定がございしますが、アプリケーション開発事業者等、受託業者の責務外に起因するサービス停止の可能性がございします。算定式のサービス全停止時間については、受託業者に起因するサービス停止時間を対象としていただく等、受託者が守るべきSLAの明確化をお願いいたします。	受託者は「別紙3 サービスレベル設定項目」に記載のSLA項目を遵守願います。 なお、受託者以外に起因するサービス停止、天候事情及び天変地異等により、受託者の責に抛らない場合は本サービスレベルの対象外と致します。
24	別紙3 サービスレベル設 定項目	－	サービスレベル設定項目が未達だった場合、減額・返金等の負担は発生しますでしょうか。	減額・返金等の実績はございません。 なお、サービスレベル設定項目の未達または違反がないよう、サービスレベル遵守に必要な対応を行って頂きます。